

佐賀県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月十八日から平成二十三年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類及び路線名 | 道路の区域 | |
|--------------|--|------------------------|
| | 区 | 間 |
| 一般国道 四九八号 | 伊万里市大坪町字浪瀬丙五番一、二地先から | 伊万里市大坪町字松ノ木原乙三五七番一地先まで |
| | 伊万里市大坪町字浪瀬丙五番一、二地先から 伊万里市大坪町字松ノ木原乙三六四番一地先まで | |
| | 前 | 後 |
| | 二二八・〇 二八・〇 | 一三〇・三 八・五 |
| | 三、八九五・〇 | 三、九六九・九 |
| | 変更前の別 | 幅員メートル |
| | 延長メートル | |